

日本血栓止血学会保険診療委員会内規

第1条(設置)

日本血栓止血学会に保険診療委員会(以下、委員会)を設ける。

第2条(目的)

委員会は、血栓止血学領域における医学医療の進歩を社会保険診療に還元する為、専門的立場から内保連等の関係団体に提言等を行い、もって血栓止血異常症診療の向上を図ることを目的とする。

第3条(構成)

委員会は、委員長、副委員長各1名、委員数名をもって構成する。

2. 委員は、本会代議員の中から委嘱される。
3. 委員長、副委員長は、本会理事会の議を経て理事長が委嘱する。
4. 委員は委員長が推薦し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
5. 委員長、副委員長および委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
6. 委員長が必要と認める時は、委員以外の者の委員会出席を求めることができる。

第4条(運営)

委員長は、毎年1回以上の定例委員会を召集し、その議長を担当する。

2. 委員長は、必要に応じて臨時委員会を召集することができる。
3. 委員長は、審議状況および決議の結果を理事会に報告し、必要に応じて総会に報告する。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、必要に応じて委員長の職務を代行する。
5. 委員会は、2分の1以上の委員の出席をもって成立する。
6. 委員は、委任状の提出をもって出席に替えることができる。
7. 委員会の決議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5条(内規の変更)

本内規は、本会規約委員会との協議および委員会の議決を経て理事会の承認を受け、変更することができる。

(付則)

本内規は、令和3年1月30日より施行する。